

令和3年1月8日

保護者 様

香取市教育委員会

新型コロナウイルスの感染予防について

日頃より、本市の教育活動及び感染症対策に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和3年1月8日から令和3年2月7日まで、千葉県を含む一都三県に国から緊急事態宣言が発令されました。香取市内学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止と子供の健やかな学びを保障することの両立を図るため、別添「感染リスクおよび拡大リスクを可能な限り低減するための取り組み（令和3年1月8日改訂版）」にそって、教育活動を行ってまいります。

つきましては、下記の事項について、お子様に御指導いただくとともに、御協力くださるようお願い申し上げます。

なお、国や県の通知や地域の感染状況等により、対応を変更することがあることをご了承ください。

記

- 1 外出に関して、以下の点について御指導ください。
 - (1) 寄り道をせず、速やかに帰宅する。
 - (2) 感染リスクの高い場所への不要不急の外出は極力控える。
 - (3) 20時以降の不要不急の外出は自粛する。
- 2 お子様自ら感染予防に留意し行動できるよう、こまめな手洗い・手指消毒、マスクの着用、3密（密接、密集、密閉）の回避等の基本的な感染症対策について御指導をお願いいたします。
- 3 毎朝、検温と体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状等がある場合には登校を控えるとともに、「5 発熱等の症状がある場合」を参考に、医療機関等へ速やかに相談してください。
- 4 (1)～(4)のような場合には、必ず学校へお伝えいただきますようお願いいたします。
 - (1) お子様が新型コロナウイルスに感染した。
 - (2) お子様が濃厚接触者となった。（同居のご家族が感染した等）
 - (3) お子様に発熱や風邪症状がある。
 - (4) お子様と同居するご家族が、濃厚接触者に特定された、又は、発熱や風邪の症状がある。※学校では、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや差別が起こらないよう指導を徹底してまいりますので、ご家庭でもご協力のほどよろしくお願いいたします。

(裏面へ続きます)

- 5 発熱等の症状がある場合は、日ごろ通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話で御相談ください（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず医療機関へ電話で相談をお願いします）。かかりつけ医がいない等、相談先に困った場合は、千葉県発熱相談コールセンター【電話03-6747-8414】へ電話連絡してください。
- 6 5において次の＜相談・受診の目安＞にあてはまる場合は、すぐに相談してください。

＜相談・受診の目安＞

少なくともいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。（該当しない場合も相談可）

- ◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合
（症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様）